

厚生労働省発基安 0 3 2 4 第 1 号

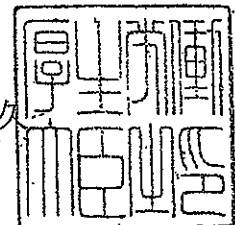
労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働省設置法第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙「石綿
障害予防規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を
求める。

平成 2 6 年 3 月 2 4 日

厚生労働大臣 田村 憲久



石綿障害予防規則の一部を改正する省令案要綱

第一 石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等による石綿等へのばく露防止対策の強化

一 石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務に係る措置

(一) 事業者は、その労働者を就業させる建築物等の壁等に張り付けられた保温材、耐火被覆材等（石綿等が使用されているものに限る。以下「保温材、耐火被覆材等」という。）が損傷等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、当該保温材、耐火被覆材等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならないものとする。

(二) 事業者は、その労働者を臨時に就業させる建築物等の壁等に張り付けられた保温材、耐火被覆材等が損傷等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、労働者に呼吸用保護具等を使用させなければならないものとする。

(三) 労働者は、事業者から(二)の呼吸用保護具等の使用を命じられたときは、これを使用するものとする。

(四) 建築物貸与者は、当該建築物の貸与を受けた二以上の事業者が共用する廊下の壁等に張り付けられ

た保温材、耐火被覆材等が損傷等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、(一)の措置を講じなければならないものとする。

二 その他の措置

一の(一)の保温材、耐火被覆材等の封じ込め又は囲い込みの作業を行う場合には、事前調査の実施、作業計画の策定等、吹き付けられた石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業を行う場合と同等の措置を講じなければならないものとする。

第二 隔離した作業場所からの石綿等の漏えい防止対策の強化

吹き付けられた石綿等又は保温材、耐火被覆材等の除去等（以下「石綿等の除去等」という。）の作業に労働者を従事させるときに、事業者が講じなければならない措置として、次の措置を追加すること。

一 石綿等の除去等を行う作業場所に、前室に加え、洗身室及び更衣室を設置すること。

二 前室を負圧に保つこと。

三 ろ過集じん方式の集じん・排気装置の排気口からの石綿等の漏えいの有無を点検すること。

四 その日の作業を開始する前に、前室が負圧に保たれていることを点検すること。

五 三又は四の点検を行った場合において、異常を認めたときは、必要な措置を講ずること。

第三 その他

所要の規定の整備を行うこと。

第四 施行期日等

一 施行期日

この省令は、平成二十六年六月一日から施行するものとする。

二 経過措置

この省令の施行に関し必要な経過措置を設けるものとする。

